

【第一条関係（平成十六年三月一日施行）】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置</p> <p>第一節 業務の範囲（第一条）</p> <p>第二節 事業の許可等</p> <p>第一款 一般労働者派遣事業（第一条の二 第十条）</p> <p>第二款 特定労働者派遣事業（第十一条 第十六条）</p> <p>第三節 補則（第十七条 第二十条）</p> <p>第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約（第二十一条 第二十四条の二）</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第二十五条 第三十二条）</p> <p>第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十三条 第三十八条）</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第三十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 雑則（第四十七条 第五十五条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置</p> <p>第一節 業務の範囲（第一条）</p> <p>第二節 事業の許可等</p> <p>第一款 一般労働者派遣事業（第一条の二 第十条）</p> <p>第二款 特定労働者派遣事業（第十一条 第十六条）</p> <p>第三節 補則（第十七条 第二十条）</p> <p>第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約（第二十一条 第二十四条）</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第二十五条 第三十二条）</p> <p>第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十三条 第三十八条）</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第三十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 雑則（第四十七条 第五十五条）</p> <p>附則</p>

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

(令第二条第一号の厚生労働省令で定める病院又は診療所)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設の中に設けられた診療所

二 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項第一号に規定する救護施設の中に設けられた診療所

三 生活保護法第三十八条第一項第二号に規定する更生施設の中に設けられた診療所

四 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第十九条第一項第一号に規定するリハビリテーション施設の中に設けられた診療所

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホームの中に設けられた診療所

六 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの中に設けられた診療所

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七十七号)第三十九条に規定する養護事業を行う施設の中に設けら

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

(令第二条第一号の厚生労働省令で定める病院又は診療所)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設の中に設けられた診療所

二 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項第一号に規定するリハビリテーション施設の中に設けられた診療所

三 生活保護法第三十八条第一項第二号に規定する更生施設の中に設けられた診療所

四 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第十九条第一項第一号に規定するリハビリテーション施設の中に設けられた診療所

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホームの中に設けられた診療所

六 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの中に設けられた診療所

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七十七号)第三十九条に規定する養護事業を行う施設の中に設けら

第二節 事業の許可等

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業

第一款 一般労働者派遣事業

(許可の申請手続)

(許可の申請手続)

第一条の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の申請書は、一般労働者派遣事業許可申請書（様式第一号）のとおりにする。

第一条の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の申請書は、一般労働者派遣事業許可申請書（様式第一号）のとおりにする。

2 第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

2 第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記簿の謄本

ロ 登記簿の謄本

ハ 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下

ハ 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下

同じ。）の写し及び履歴書

同じ。）の写し及び履歴書

ニ 役員が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ニ 役員が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ホ 一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報

ホ 個人情報の適正管理

及び秘密の保持に関する規程（以下「個人情報適正管理規程」という。）

個人情報適正管理及び秘密の保持に関する規程（以下「個人情報適正管理規程」という。）

- へ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ト 一般労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
- チ 一般労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書
  - 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の写し及び履歴書
    - ロ 申請者が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
  - ハ 前号ホ、ト及びチに掲げる書類
- 3 法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、一般労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。
- 4 法第二条第六号に規定する特定派遣元事業主（以下「特定派遣元事業主」という。）が法第五条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可を申請するときは、法人にあつては第二項第一号イからハまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

- へ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ト 一般労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
- チ 選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書
  - 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の写し及び履歴書
    - ロ 申請者が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
  - ハ 前号ホ、ト及びチに掲げる書類
- 3 法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、一般労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。
- 4 申請者が二以上の事業所を設けて一般労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する一般労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イから二までに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「一般統括事業所」という。）以外の事業所に関する一般労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。
- 5 申請者が他の事業所において一般労働者派遣事業を行っている場合において、当該申請者が一般労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者と

(法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合)

第一条の三 法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合は、当該事業を行う派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、十分の二以上の者が六十歳以上の者(他の事業主の事業所を六十歳以上の定年により退職した後雇い入れた者に限る。)である場合とする。

(許可証)

第二条 法第八条第一項の許可証は、一般労働者派遣事業許可証(様式第四号。以下単に「許可証」という。)のとおりとする。

(許可証の再交付)

第三条 法第八条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第五号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第四条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する

して引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号に掲げる書類のうち履歴書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号八に掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

(法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合)

第一条の三 法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合は、当該事業を行う派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、十分の二以上の者が六十歳以上の者(他の事業主の事業所を六十歳以上の定年により退職した後雇い入れた者に限る。)である場合とする。

(許可証)

第二条 法第八条第一項の許可証は、一般労働者派遣事業許可証(様式第四号。以下単に「許可証」という。)のとおりとする。

(許可証の再交付)

第三条 法第八条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第五号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第四条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する

こととなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、第一号又は第二号の場合にあつては一般労働者派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証、第三号の場合にあつては発見し又は回復した許可証を厚生労働大臣に返納しなければならぬ。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の有効期間が満了したとき。
- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、一般労働者派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証を厚生労働大臣に返納しなければならぬ。

- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令

こととなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を厚生労働大臣に返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の有効期間が満了したとき。
- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令

で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニ、ホ、へ及びトに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ホ及びトに掲げる書類
- 3 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、一般労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。
- 4 法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

第六条及び第七条 削除

（変更の届出等）

第八条 法第十一条の規定による届出をしようとする者は、法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る

で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニ、ホ、へ及びトに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ホ及びトに掲げる書類
- 3 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、一般労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。
- 4 法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。
- 5 一般統括事業所の事業主が、当該一般統括事業所以外の事業所に関し法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

第六条及び第七条 削除

（変更の届出等）

第八条 法第十一条の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該届出に

事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては一般労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の一般労働者派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第一条の二第二項第一号ホ、ト及びチに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類（一般労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主（以下「一般派遣元事業主」という。）が一般労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

3 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る

係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては一般労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変

変更の届出以外の届出を行う場合には、第一項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の二第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）を添付しなければならない。

4 第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該一般派遣元事業主が一般労働者派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

（事業所の新設に係る変更の届出があつた場合の許可証の交付）

第九条 法第十一条第三項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

（廃止の届出）

第十条 法第十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、当

更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の二第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

3 第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十一条に規定する一般派遣元事業主（以下この項において単に「一般派遣元事業主」という。）が他の事業所において一般労働者派遣事業を行つている場合において、当該一般派遣元事業主が一般労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

（廃止の届出）

第九条 法第十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、当

該一般労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、一般労働者派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証を添えて、一般労働者派遣事業廃止届出書（様式第八号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 第二款 特定労働者派遣事業

### （届出書の提出手続）

第十一条 法第十六条第一項の届出書は、特定労働者派遣事業届出書（様式第九号）のとおりとする。

2 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 届出者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 第一条の二第二項第一号イから八までに掲げる書類
- ロ 役員が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受

該一般労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、許可証を添えて、一般労働者派遣事業廃止届出書（様式第八号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

### （一般統括事業所の変更）

第十条 一般統括事業所に係る一般労働者派遣事業を行わなくなった者は、速やかに、その旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を一般統括事業所として定めるものとする。

## 第二款 特定労働者派遣事業

### （届出書の提出手続）

第十一条 法第十六条第一項の届出書は、特定労働者派遣事業届出書（様式第九号）のとおりとする。

2 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 届出者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 第一条の二第二項第一号イから八までに掲げる書類
- ロ 役員が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受

けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

八 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報適正管理規程

二 特定労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類

ホ 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書

二 届出者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条の二第二項第二号イに掲げる書類

ロ 届出者が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ハ 前号八、二及びホに掲げる書類

3 法第十六条第二項の規定により添付すべき事業計画書は、特定労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。

4 一般派遣元事業主又は法第五条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の申請をしている者が法第十六条第一項の規定による特定労働者派遣事業の届出をするときは、法人にあつては第二項第一号イに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

八 個人情報適正管理規程

二 特定労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ホ 選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書

二 届出者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条の二第二項第二号イに掲げる書類

ロ 届出者が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ハ 前号八、二及びホに掲げる書類

3 法第十六条第二項の規定により添付すべき事業計画書は、特定労働者派遣事業計画書（様式第三号）のとおりとする。

4 届出者が二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する特定労働者派遣事業の届出に際し、法人にあつては第二項第一号イ及びロに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「特定統括事業所」という。）以外の事業所に関する特定労働者派遣事業の届出に際しては、当該書類を添付することを要しない。

5 届出者が一般労働者派遣事業を行っている場合において、当該届出者が一般労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を当該届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ホに掲げる書類のうち履歴書（選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

（法第十八条の厚生労働省令で定める事項）

第十二条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

### 第十三条 削除

（変更の届出）

第十四条 法第十九条の規定による届出をしようとする者は、法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、第十一条第二項に規定する書

5 届出者が他の事業所において特定労働者派遣事業を行っている場合において、当該届出者が特定労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ホに掲げる書類のうち履歴書（選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

（法第十八条の厚生労働省令で定める事項）

第十二条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

### 第十三条 削除

（変更の届出）

第十四条 法第十九条の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、第十一条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、特定労働者派遣事業変更届出書（様式第十号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、特定労働者派遣事業変更届出書（様式第十号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ただし、届出者が当該変更に係る法第十一条第一項の規定による届出をした際に、法人にあつては第一条の二第二項第一号イから八までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、個人にあつては同項第二号イに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付したときは、当該書類を添付することを要しない。

2 法第十九条第一項の厚生労働省令で定める書類は、法人にあつては当該新設する事業所に係る第十一条第二項第一号八、二及びホに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号八に掲げる書類とする。ただし、当該特定派遣元事業主が一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては同項第一号ホに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号八に掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

3 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該特定派遣元事業主が一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十一条第二項第一号ホに掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同項第二号八の書類のうち

2 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条に規定する特定派遣元事業主（以下この項において単に「特定派遣元事業主」という。）が他の事業所において特定労働者派遣事業を行っている場合において、当該特定派遣元事業主が特定労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き

履歴書を添付することを要しない。

続き選任したときは、法人にあつては第十一条第二項第一号ホに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

（廃止の届出）

第十五条 法第二十条の規定による届出をしようとする者は、当該廃止の日の翌日から起算して十日以内に、特定労働者派遣事業廃止届出書（様式第八号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十五条 法第二十条の規定による届出をしようとする者は、当該廃止の日の翌日から起算して十日以内に、特定労働者派遣事業廃止届出書（様式第八号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（特定統括事業所の変更）

第十六条 特定統括事業所に係る特定労働者派遣事業を行わなくなつた者は、速やかに、その旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を特定統括事業所として定めるものとする。

第三節 補則

（事業報告書及び収支決算書）

第十七条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「

第三節 補則

（事業報告書及び収支決算書）

第十七条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「

第十六条 削除

派遣元事業主」という。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

（海外派遣の届出）

第十八条 派遣元事業主は、法第二十三条第三項の規定による海外派遣（以下単に「海外派遣」という。）をしようとするときは、海外派遣届出書（様式第十三号）に第二十三条の規定による書面の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

（書類の提出の経由）

第十九条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業

派遣元事業主」という。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 一般統括事業所の事業主又は特定統括事業所の事業主が、当該一般統括事業所又は当該特定統括事業所に関して前項の規定により収支決算書又は貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、当該事業所以外の事業所に関しては、収支決算書又は貸借対照表及び損益計算書を提出することを要しない。

3 法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

（海外派遣の届出）

第十八条 派遣元事業主は、法第二十三条第三項の規定による海外派遣（以下単に「海外派遣」という。）をしようとするときは、海外派遣届出書（様式第十三号）に第二十三条の規定による書面の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

（書類の提出の経由）

第十九条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、労働者派遣事業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業

安定所（厚生労働省組織規則（平成十二年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長を経由して提出するものとする。

（提出すべき書類の部数）

第二十条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類（許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第一条の二第二項、第五条第二項、第八条第二項若しくは第三項、第十一条第二項又は第十四条に規定する書類にあつては、一通）を添えて提出しなければならない。

第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

（労働者派遣契約における定めの方法等）

第二十一条 法第二十六条第一項の規定による定めは、同項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の数を、当該組合せが二以上であるときは当該それぞれの組合せの内容及び当該組合せごとの派遣労働者の数を定めることにより行わなければならない。

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に令第四条各号に掲げる業務が含まれるときは、当該番号を付するものとする。

3 労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し法

安定所（厚生労働省組織規則（平成十二年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長を経由して提出するものとする。

（提出すべき書類の部数）

第二十条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類（許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第一条の二第二項、第五条第二項、第八条第二項、第十一条第二項又は第十四条に規定する書類にあつては、一通）を添えて提出しなければならない。

第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

（労働者派遣契約における定めの方法等）

第二十一条 法第二十六条第一項の規定による定めは、同項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の数を、当該組合せが二以上であるときは当該それぞれの組合せの内容及び当該組合せごとの派遣労働者の数を定めることにより行わなければならない。

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に令第四条各号に掲げる業務が含まれるときは、当該番号を付するものとする。

3 労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し法

第二十六条第一項の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

4 派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働者派遣契約の締結に当たり法第二十六条第四項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

(法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項)

第二十二條 法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

二 労働者派遣の役務の提供を受ける者が法第二十六条第一項第四号に掲げる派遣就業をする日以外の日に同項第二号に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)をさせることができ、又は同項第五号に掲げる派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

三 派遣元事業主が、法第三十一条に規定する派遣先(以下単に「派遣先」という。)である者又は派遣先となろうとする者との間で、これらの者が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先である者又は派遣先になろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているもの利用、レクリエ

第二十六条第一項の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

4 派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働者派遣契約の締結に当たり法第二十六条第四項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

(法第二十六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項)

第二十二條 法第二十六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

二 労働者派遣の役務の提供を受ける者が法第二十六条第一項第四号に掲げる派遣就業をする日以外の日に同項第二号に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)をさせることができ、又は同項第五号に掲げる派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

三 派遣元事業主が、法第三十一条に規定する派遣先(以下単に「派遣先」という。)である者又は派遣先となろうとする者との間で、これらの者が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先である者又は派遣先になろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているもの利用、レクリエ

「シヨン等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

( 契約に係る書面の記載事項 )

第二十二條の二 第二十一條第三項に規定する書面には、同項及び同條第四項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 紹介予定派遣の場合 当該派遣先が職業紹介を受けることを希望しない場合又は職業紹介を受けた者を雇用しない場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）により、派遣元事業主に対して明示する旨
- 二 法第四十條の二第一項第二号イの業務について行われる労働者派遣の場合 同号イに該当する旨
- 三 法第四十條の二第一項第二号ロの業務について行われる労働者派遣の場合 次のイからハまでに掲げる事項

イ 法第四十條の二第一項第二号ロに該当する旨

ロ 当該派遣先において当該業務が一箇月間に行われる日数

ハ 当該派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数

四 法第四十條の二第一項第三号の業務について行われる労働者派遣の場合 次のイ及びロに掲げる事項

「シヨン等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

( 契約に係る書面の記載事項 )

第二十二條の二 第二十一條第三項に規定する書面には、同項及び同條第四項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 法第四十條の二第一項第二号の業務について行われる労働者派遣の場合 同号に該当する旨

二 法第四十條の二第一項第三号の業務について行われる労働者派遣の場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業（以下「産前産後休業」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）又は第三十三条に規定する場合における休業をする労働者の氏名及び業務

ロ イの労働者がする産前産後休業、育児休業又は第三十三条に規定する場合における休業の開始及び終了予定の日

五 法第四十条の二第一項第四号の業務について行われる労働者派遣の場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）又は第三十三条の二に規定する休業をする労働者の氏名及び業務

ロ イの労働者がする介護休業又は第三十三条の二に規定する休業の開始及び終了予定の日

イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業（以下「産前産後休業」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）又は第三十三条に規定する場合における休業をする労働者の氏名及び業務

ロ イの労働者がする産前産後休業、育児休業又は第三十三条に規定する場合における休業の開始及び終了予定の日

三 法附則第四項の物の製造の業務のうち労働者が育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）に規定する休業に後続する休業であつて同条第四号に規定する対象家族を介護するためにする休業（介護休業の期間と通算して一年を超えない期間内に終了することが予定されているものに限る。以下「特別介護休業」という。）をする場合における当該労働者の業務について行われる労働者派遣の場合 次のイ及びロに掲げ

る事項

- イ 介護休業又は特別介護休業を取得する労働者の氏名及び業務
- ロ イの労働者がする介護休業又は特別介護休業の開始及び終了  
予定の日

(海外派遣に係る労働者派遣契約における定めの方法)

第二十三条 派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際し、法第二十六条第三項の規定により定めた事項を書面に記載して、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者に当該書面の交付等をしなければならない。

(法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置)

第二十四条 法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知
- 二 法第三十九条の労働者派遣契約に関する措置
- 三 法第四十条第一項の苦情の内容の通知及び当該苦情の処理
- 四 法第四十条の三から第四十条の五までに規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置

五 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助

六 前各号に掲げるもののほか、派遣就業が適正かつ円滑に行われ

(海外派遣に係る労働者派遣契約における定めの方法)

第二十三条 派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際し、法第二十六条第三項の規定により定めた事項を書面に記載して、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

(法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置)

第二十四条 法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知
- 二 法第三十九条の労働者派遣契約に関する措置
- 三 法第四十条第一項の苦情の内容の通知及び当該苦情の処理
- 四 法第四十条の三に規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置

五 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助

六 前各号に掲げるもののほか、派遣就業が適正かつ円滑に行われ

るようにするため必要な措置

(法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知の方法)

第二十四条の二 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、法第二十六条第五項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

## 第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(就業条件の明示の方法等)

第二十五条 法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を記載した書面を当該派遣労働者に交付することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ当該書面を交付することができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により明示したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

るようにするため必要な措置

(法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知の方法)

第二十四条の二 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、法第二十六条第五項の規定により通知すべき事項を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

## 第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(就業条件の明示の方法等)

第二十五条 法第三十四条の規定による明示は、同条の規定により明示すべき事項を記載した書面を当該派遣労働者に交付することにより行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ当該書面を交付することができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により明示したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該派遣労働者から請求があつたとき
- 二 前号以外の場合であつて、当該労働者派遣の期間が一週間を超えるとき

第二十六条 削除

(派遣先等への通知の方法等)

第二十七条 法第三十五条の規定による通知は、法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を、当該組合せが二以上であるときは当該組合せごとに派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

2 法第三十五条の規定による通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、同条により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付等ができない場合において、当該通知すべき事項をあらかじめ書面の交付等以外の方法により通知したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であつて、当該労働者派遣の期間が二週間を超えるとき(法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが二以上である場合に限る。)は、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項に係る書面の交付等をしなければならない。

4 法第三十五条の二第二項の規定による通知は、派遣先への通知に

- 一 当該派遣労働者から請求があつたとき
- 二 前号以外の場合であつて、当該労働者派遣の期間が一週間を超えるとき

第二十六条 削除

(派遣先への通知の方法等)

第二十七条 法第三十五条の規定による通知は、法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を、当該組合せが二以上であるときは当該組合せごとに派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

2 法第三十五条の規定による通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、同条により通知すべき事項を記載した書面を交付することにより行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ当該書面を交付することができない場合において、当該通知すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により通知したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であつて、当該労働者派遣の期間が二週間を超えるとき(法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが二以上である場合に限る。)は、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

あつては同項により通知すべき事項に係る書面の交付等により、派遣労働者への通知にあつては同項により通知すべき事項を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

(法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項)

第二十七条の二 法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出ることとされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十四条第一項に規定する健康保険被保険者資格取得届

二 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)

第十五条に規定する厚生年金保険被保険者資格取得届

三 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第六条に規定する雇用保険被保険者資格取得届

2 派遣元事業主は、前項の規定により前項各号に掲げる書類が提出されていないことを派遣先に通知するときは、当該書類が提出されていない具体的な理由を付さなければならない。

(法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項)

第二十八条 法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣労働者の性別(派遣労働者が四十五歳以上である場合にあ

(法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項)

第二十七条の二 法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出ることとされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十四条第一項に規定する健康保険被保険者資格取得届

二 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)

第十五条に規定する厚生年金保険被保険者資格取得届

三 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第六条に規定する雇用保険被保険者資格取得届

2 派遣元事業主は、前項の規定により前項各号に掲げる書類が提出されていないことを派遣先に通知するときは、当該書類が提出されていない理由を付さなければならない。

(法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項)

第二十八条 法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣労働者の性別(派遣労働者が四十五歳以上である場合にあ

つてはその旨及び当該派遣労働者の性別、派遣労働者が十八歳未満である場合にあつては当該派遣労働者の年齢及び性別)

二 派遣労働者に係る法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号に掲げる事項の内容が、同項の規定により労働者派遣契約に定められた当該派遣労働者に係る組合せにおけるそれぞれの事項の内容と異なる場合における当該内容

(派遣元責任者の選任)

第二十九条 法第三十六条の規定による派遣元責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 派遣元事業主の事業所(以下この条において単に「事業所」という。)ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、派遣元事業主(法人である場合は、その役員)を派遣元責任者とするを妨げない。

二 当該事業所の派遣労働者の数が百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは、当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。

三 法附則第四項に規定する物の製造の業務(以下「製造業務」という。)に労働者派遣をする事業所にあつては、当該事業所の派遣元責任者のうち、製造業務に従事する派遣労働者の数が百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人

つてはその旨及び当該派遣労働者の性別、派遣労働者が十八歳未満である場合にあつては当該派遣労働者の年齢及び性別)

二 派遣労働者に係る法第二十六条第一項第四号、第五号又は第九号に掲げる事項の内容が、同項の規定により労働者派遣契約に定められた当該派遣労働者に係る組合せにおけるそれぞれの事項の内容と異なる場合における当該内容

(派遣元責任者の選任)

第二十九条 法第三十六条の規定による派遣元責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 派遣元事業主の事業所(以下この条において単に「事業所」という。)ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、派遣元事業主(法人である場合は、その役員)を派遣元責任者とするを妨げない。

二 当該事業所の派遣労働者の数が百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは、当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。

以上の者を、二百人を超えるときは、当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を当該派遣労働者を専門に担当する者（以下「製造業務専門派遣元責任者」という。）とすること。ただし、製造業務専門派遣元責任者のうち一人は、製造業務に従事しない派遣労働者を併せて担当することができる。

（派遣元管理台帳の作成及び記載）

- 第三十条 法第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成は、派遣元事業主の事業所ごとに、行わなければならない。
- 2 法第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の記載は、労働者派遣をするに際し、行わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、法第四十二条第三項の規定による通知が行われる場合において、当該通知に係る事項が法第三十七条第一項各号に掲げる事項に該当する場合であつて当該通知に係る事項の内容が前項の記載と異なるときは、当該通知が行われた都度、当該通知に係る事項の内容を記載しなければならない。

（法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項）

第三十一条 法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 派遣労働者の氏名

- 二 事業所の名称

（派遣元管理台帳の作成及び記載）

- 第三十条 法第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成は、派遣元事業主の事業所ごとに、行わなければならない。
- 2 法第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の記載は、労働者派遣をするに際し、行わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、法第四十二条第三項の規定による通知が行われる場合において、当該通知に係る事項が法第三十七条第一項各号に掲げる事項に該当する場合であつて当該通知に係る事項の内容が前項の記載と異なるときは、当該通知が行われた都度、当該通知に係る事項の内容を記載しなければならない。

（法第三十七条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項）

第三十一条 法第三十七条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 派遣労働者の氏名

- 二 事業所の名称

三 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

四 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされる番号

五 法第四十条の二第一項第二号イの業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第二号の事項

六 法第四十条の二第一項第二号ロの業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第二号の事項

七 法第四十条の二第一項第三号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第四号の事項

八 法第四十条の二第一項第四号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第五号の事項

九 第二十七条の二の規定による通知の内容

(保存期間の起算日)

第三十二条 法第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、労働者派遣の終了の日とする。

第三節 派遣先の講ずべき措置等

三 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

四 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされる番号

五 法第四十条の二第一項第二号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第一号の事項

六 法第四十条の二第一項第三号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第二号の事項

七 法附則第四項の物の製造の業務のうち介護休業又は特別介護休業をする労働者の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第三号の事項

八 第二十七条の二の規定による通知の内容

(保存期間の起算日)

第三十二条 法第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、労働者派遣の終了の日とする。

第三節 派遣先の講ずべき措置等

(法第四十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める場合)

第三十二条 法第四十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業に先行し、又は同条第二項の規定による休業若しくは育児休業に後続する休業であつて、母性保護又は子の養育をするためのものをする場合とする。

(法第四十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める休業)

第三十二条の二 法第四十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める休業は、介護休業に後続する休業であつて育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護するためにする休業とする。

(労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間に関する事項)

第三十二条の三 法第四十条の二第三項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めるに当たつては、次に掲げる事項を書面に記載し、当該労働者派遣の終了の日から二年間保存しなければならない。

一 意見を聴いた法第四十条の二第四項に規定する労働者の過半数で組織する労働組合(以下この条及び次条において「過半数組合」という。)(の名称又は労働者の過半数を代表する者(以下この条及び次条において「過半数代表者」という。)(の氏名

二 次条第四項の規定により過半数組合又は過半数代表者に通知し

(法第四十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める場合)

第三十二条 法第四十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業に先行し、又は同条第二項の規定による休業若しくは育児休業に後続する休業であつて、母性保護又は子の養育をするためのもの(産前産後休業の期間及び育児休業の期間と通算して二年を超えない期間内に終了することが予定されているものに限る。)(をする場合とする。

た事項及び通知した日

三 過半数組合又は過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容

四 意見を聴いて、次条第四項第二号の労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間又は変更しようとする期間を変更したときは、その変更した期間

第三十二条の四 過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

2 前項第一号に該当する者がいない事業所にあつては、過半数代表者は前項第二号に該当する者とする。

3 派遣先は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4 法第四十条の二第四項の規定により過半数組合又は過半数代表者に対し意見を聴く場合は、当該過半数組合又は過半数代表者に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 労働者派遣の役務の提供を受けようとする業務

二 労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を新たに定める場合にあっては当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間及び開始予定時期、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする期間

5 法第四十条の二第五項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

(派遣先責任者の選任)

第三十四条 法第四十一条の規定による派遣先責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 事業所その他の派遣就業の場所（以下この条及び次条において「事業所等」という。）ごとに当該事業所等に専属の派遣先責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、派遣先（法人である場合は、その役員）を派遣先責任者とすることを妨げない。

二 事業所等において派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の数が百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。ただし、当該派遣労働者の数に当該派遣先

(派遣先責任者の選任)

第三十四条 法第四十一条の規定による派遣先責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 事業所その他の派遣就業の場所（以下この条及び次条において「事業所等」という。）ごとに当該事業所等に専属の派遣先責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、派遣先（法人である場合は、その役員）を派遣先責任者とすることを妨げない。

二 事業所等において派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の数が百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。ただし、当該派遣労働者の数に当該派遣先が当該事業所等において雇用する労働者の数を加えた数が五人を

が当該事業所等において雇用する労働者の数を加えた数が五人を超えないとき、又は当該労働者派遣の期間が一日を超えないときは、派遣先責任者を選任することを要しない。

三 製造業務に五十人以上の派遣労働者を従事させる事業所等にあつては、当該事業所等の派遣先責任者のうち、製造業務に従事させる派遣労働者の数が五十人を超え百人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは、当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を、当該派遣労働者を専門に担当する者（以下「製造業務専門派遣先責任者」という。）とすること。ただし、製造業務専門派遣先責任者のうち一人は、製造業務に従事させない派遣労働者を併せて担当することができ、また、製造業務に従事させる派遣労働者と製造業務に付随する製造業務以外の業務（以下「製造付随業務」という。）に従事させる派遣労働者を、同一の派遣先責任者が担当することが、当該製造付随業務に従事させる派遣労働者の安全衛生の確保のために必要な場合においては、一人の製造業務専門派遣先責任者が担当する製造業務に従事させる派遣労働者と製造付随業務に従事させる派遣労働者の合計数が百人を超えない範囲内で、製造業務専門派遣先責任者に製造付随業務に従事させる派遣労働者を併せて担当させることができる。

（派遣先管理台帳の作成及び記載）

超えないとき、又は当該労働者派遣の期間が一日を超えないときは、派遣先責任者を選任することを要しない。

（派遣先管理台帳の作成及び記載）

第三十五条 法第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成は、事業所等ごとに行わなければならない。

2 法第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の記載は、労働者派遣の役務の提供を受けるに際し、行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該派遣先が当該事業所等においてその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の数に当該事業所等において雇用する労働者の数を加えた数が五人を超えないとき、又は当該労働者派遣の期間が一日を超えないときは、派遣先管理台帳の作成及び記載を行うことを要しない。

(法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項)

第三十六条 法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 派遣労働者の氏名
- 二 派遣元事業主の事業所の名称
- 三 派遣元事業主の事業所の所在地
- 四 派遣先責任者及び派遣元責任者に関する事項
- 五 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされている番号
- 六 法第四十条の二第一項第二号イの業務について労働者派遣をするときは、第二十一条の二第二号の事項

七 法第四十条の二第一項第二号ロの業務について労働者派遣をす

第三十五条 法第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成は、事業所等ごとに行わなければならない。

2 法第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の記載は、労働者派遣の役務の提供を受けるに際し、行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該派遣先が当該事業所等においてその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の数に当該事業所等において雇用する労働者の数を加えた数が五人を超えないとき、又は当該労働者派遣の期間が一日を超えないときは、派遣先管理台帳の作成及び記載を行うことを要しない。

(法第四十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項)

第三十六条 法第四十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 派遣労働者の氏名
- 二 派遣元事業主の事業所の名称
- 三 派遣元事業主の事業所の所在地
- 四 派遣先責任者及び派遣元責任者に関する事項
- 五 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされている番号
- 六 法第四十条の二第一項第二号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条の二第一号の事項

七 法第四十条の二第一項第二号ロの業務について労働者派遣をす

るときは、第二十二條の二第二号の事項

八 法第四十條の二第一項第三号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第四号の事項

九 法第四十條の二第一項第四号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第五号の事項

十 第二十七條の二の規定による通知の内容

(保存期間の起算日)

第三十七條 法第四十二條第二項の規定による派遣先管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、労働者派遣の終了の日とする。

(派遣元事業主に対する通知)

第三十八條 法第四十二條第三項の規定による派遣元事業主に対する通知は、派遣労働者ごとの同条第一項第二号及び第三号並びに第三十六條第一号に掲げる事項を、一箇月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により通知することにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、派遣元事業主から請求があつたときは、前項に定める事項を、遅滞なく、書面の交付等により通知しなけ

七 法第四十條の二第一項第三号の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第二号の事項

八 法附則第四項の物の製造の業務のうち介護休業又は特別介護休業をする労働者の業務について労働者派遣をするときは、第二十二條の二第三号の事項

九 第二十七條の二の規定による通知の内容

(保存期間の起算日)

第三十七條 法第四十二條第二項の規定による派遣先管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、労働者派遣の終了の日とする。

(派遣元事業主に対する通知)

第三十八條 法第四十二條第三項の規定による派遣元事業主に対する通知は、派遣労働者ごとの同条第一項第二号及び第三号並びに第三十六條第一号に掲げる事項を、一箇月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面により通知することにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、派遣元事業主から請求があつたときは、前項に定める事項を、遅滞なく、書面により通知しなければならない

ればならない。

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等

第三十九条～第四十六条 (略)

第三章 雑則

(報告等)

第四十七条 厚生労働大臣は、法第五十条の規定により、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

(立入検査のための証明書)

第四十八条 法第五十一条第二項の証明書は、様式第十四号による。

第四十九条から第五十二条まで 削除

(手数料の納付方法等)

第五十四条 法第五十四条の規定による手数料は、申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

ない。

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等

第三十九条～第四十六条 (略)

第三章 雑則

(報告等)

第四十七条 厚生労働大臣は、法第五十条の規定により、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

(立入検査のための証明書)

第四十八条 法第五十一条第二項の証明書は、様式第十四号による。

第四十九条から第五十二条まで 削除

(手数料の納付方法等)

第五十四条 法第五十四条の規定による手数料は、申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

<p>2 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五十五条 法第四十九条及び第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、公共職業安定所の長に委任する。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、法の施行の日(昭和六十一年七月一日)から施行する。</p> <p>2 法附則第四項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項第三号の厚生労働省令で定めるものは、製造業務のうち、労働者が産前産後休業、育児休業若しくは第三十三条に規定する場合における休業又は介護休業若しくは第三十三条の二に規定する休業をする場合において当該労働者の業務について労働者派遣事業が行われるときの当該業務以外の業務とする。</p>	<p>2 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五十五条 法第四十九条及び第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、公共職業安定所の長に委任する。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、法の施行の日(昭和六十一年七月一日)から施行する。</p> <p>2 法附則第四項の厚生労働省令で定めるものは、同項に規定する物の製造の業務のうち、労働者が産前産後休業、育児休業若しくは第三十三条に規定する場合における休業又は介護休業若しくは特別介護休業をする場合において当該労働者の業務について労働者派遣事業が行われるときの当該業務以外の業務とする。</p>
<p>2 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五十五条 法第四十九条及び第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、公共職業安定所の長に委任する。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、法の施行の日(昭和六十一年七月一日)から施行する。</p> <p>2 法附則第四項の厚生労働省令で定めるものは、同項に規定する物の製造の業務のうち、労働者が産前産後休業、育児休業若しくは第三十三条に規定する場合における休業又は介護休業若しくは特別介護休業をする場合において当該労働者の業務について労働者派遣事業が行われるときの当該業務以外の業務とする。</p>	<p>2 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五十五条 法第四十九条及び第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、公共職業安定所の長に委任する。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、法の施行の日(昭和六十一年七月一日)から施行する。</p> <p>2 法附則第四項の厚生労働省令で定めるものは、同項に規定する物の製造の業務のうち、労働者が産前産後休業、育児休業若しくは第三十三条に規定する場合における休業又は介護休業若しくは特別介護休業をする場合において当該労働者の業務について労働者派遣事業が行われるときの当該業務以外の業務とする。</p>

【第一条関係（平成十六年四月一日施行）】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

改正案	現行
<p>（書類の提出の經由）</p> <p>第十九条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を經由して提出するものとする。ただし、法第八条第三項、法第十一条第一項若しくは第四項、法第十九条第一項又は第四條第一項の規定により厚生労働大臣に提出する書類（許可証を含む。）のうち、法第五条第二項第一号及び第二号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を經由して提出することができる。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十四条第二項の規定による命令</p> <p>二 法第二十一条第二項の規定による命令</p>	<p>（書類の提出の經由）</p> <p>第十九条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長を經由して提出するものとする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十五条 法第四十九条及び第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

<p>三 法第四十八条第一項の規定による指導及び助言並びに同条第二項の規定による勧告</p> <p>四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>五 法第四十九条の二第一項及び第二項の規定による勧告</p> <p>六 法第五十条の規定による報告徴収</p> <p>七 法第五十一条の規定による立入検査</p>	<p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、公共職業安定所の長に委任する。</p>
---	--

【第三条関係（平成十六年三月一日施行）】

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

1





【第四条関係（平成十六年三月一日施行）】

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）（抄）

改正案	現行
<p>（育児・介護雇用安定助成金）            第一百六条（略）            2・3（略）            4 育児休業代替要員確保等助成金は、その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児休業の制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一の職務及び職制上の地位又は当該育児休業前の職務及び職制上の地位に相当する職務及び職制上の地位（以下この項において「原職等」という。）に復帰させる措置（以下この項において「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の事業主であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関</p>	<p>（育児・介護雇用安定助成金）            第一百六条（略）            2・3（略）            4 育児休業代替要員確保等助成金は、その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児休業の制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一の職務及び職制上の地位又は当該育児休業前の職務及び職制上の地位に相当する職務及び職制上の地位（以下この項において「原職等」という。）に復帰させる措置（以下この項において「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の事業主であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関</p>

する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第六号に規定する一般派遣元事業主若しくは特定派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させたものに対して、当該原職等復帰措置に基づき最初に原職等に復帰する者が生じた日から起算して三年の期間について支給するものとする。

5  
5  
7  
（略）

する法律（昭和六十年法律第八十八号）第十一条第一項に規定する一般派遣元事業主若しくは育児・介護休業法第十八条に規定する特定派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させたものに対して、当該原職等復帰措置に基づき最初に原職等に復帰する者が生じた日から起算して三年の期間について支給するものとする。

5  
5  
7  
（略）

【附則第二条関係（平成十六年二月一日施行）】

港湾労働法施行規則（昭和六十二年労働省令第二十五号）

改正案	現行
<p>（労働者派遣法施行規則の特例等）</p> <p>第二十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）第十七条第二項の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ港湾労働者派遣事業報告書（様式第十三号）及び港湾労働者派遣事業収支決算書（様式第十四号）のとおりとする。</p> <p>2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、同令第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）」と、同令第五十五条第二項中「公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（労働者派遣法施行規則の特例等）</p> <p>第二十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）第十七条第三項の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ港湾労働者派遣事業報告書（様式第十三号）及び港湾労働者派遣事業収支決算書（様式第十四号）のとおりとする。</p> <p>2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、同令第十九条中「労働者派遣事業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）」と、同令第五十五条第二項中「公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とする。</p> <p>3 （略）</p>

【附則第三条関係（平成十六年四月一日施行）】  
 港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第二十五号）

改正案	現行
<p>（労働者派遣法施行規則の特例等）                  第二十三条（略）</p> <p>2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、同令第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「<u>港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長</u>（以下単に「<u>管轄公共職業安定所長</u>」という。）」と、同令第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「<u>厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）</u>」と、「<u>都道府県労働局長</u>」とあるのは「<u>管轄公共職業安定所長</u>」とし、同令第十九条ただし書きの規定は、適用しない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（労働者派遣法施行規則の特例等）                  第二十三条（略）</p> <p>2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、同令第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により労働者派遣事業に関する事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。）の長」とあるのは「<u>港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長</u>（以下単に「<u>管轄公共職業安定所長</u>」という。）」と、同令第五十五条第二項中「<u>公共職業安定所の長</u>」とあるのは「<u>管轄公共職業安定所長</u>」とする。</p> <p>3（略）</p>

【附則第四条関係（平成十六年三月一日施行）】

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第二百一十二号）

改正案	現行
<p>（労働者派遣契約に係る書面の記載事項等に係る特例）</p> <p>第三条 特例法第五条の規定の適用を受ける場合における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十二條の二、第二十四條第一号及び第四号、第二十四條の二、第三十一條第一号、第三十六條第一号並びに様式第十一号（第一面）の規定の適用については、同令第二十二條の二中「規定する事項」とあるのは、「規定する事項（経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成十三年法律第百五十八号。以下「特例法」という。）第五条の規定により読み替えて適用する法第二十六條第五項に規定する中高年齢者に係る通知の特例に係る労働者派遣の場合）（以下「中高年齢者派遣の場合」という。）にあつては、その旨並びに第二十一條第三項及び第四項に関する事項」と、同令第二十四條第一号中「第二十六條第五項に規定する法第四十條の二第一項」とあるのは「第二十六條第五項（特例法第五条</p>	<p>（労働者派遣契約に係る書面の記載事項等に係る特例）</p> <p>第三条 特例法第五条の規定の適用を受ける場合における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十二條の二、第二十四條第一号及び第四号、第二十四條の二、第三十一條第一号、第三十六條第一号並びに様式第十一号（第一面）の規定の適用については、同令第二十二條の二中「規定する事項」とあるのは、「規定する事項（経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成十三年法律第百五十八号。以下「特例法」という。）第五条の規定により読み替えて適用する法第二十六條第五項に規定する中高年齢者に係る通知の特例に係る労働者派遣の場合）（以下「中高年齢者派遣の場合」という。）にあつては、その旨並びに第二十一條第三項及び第四項に関する事項」と、同令第二十四條第一号中「第二十六條第五項に規定する法第四十條の二第一項」とあるのは「第二十六條第五項（特例法第五条</p>

の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する法第四十条の二第一項」と、同令第二十四条の二中「最初の日」とあるのは「最初の日（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日）」と、同令第二十一条第一号中「氏名」とあるのは「氏名（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨並びに派遣労働者の氏名及び年齢）」と、同令第二十六条第一号中「氏名」とあるのは「氏名（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨及び派遣労働者の氏名）」と、同令様式第十一号（第一面）中「

労働者派遣の役務の提供が 期間の制限を受けない業務 で労働者派遣されていた労 働者の数（人）	種 類		常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者				
	常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者						

「労働者の数」

労働者派遣の役務の提供が	種 類		常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者				
	常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者						

の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する法第四十条の二第一項」と、同条第四号中「第四十条の三」とあるのは「第四十条の三（特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同令第二十四条の二中「最初の日」とあるのは「最初の日（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日）」と、同令第二十一条第一号中「氏名」とあるのは「氏名（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨並びに派遣労働者の氏名及び年齢）」と、同令第二十六条第一号中「氏名」とあるのは「氏名（中高年齢者派遣の場合にあつては、その旨及び派遣労働者の氏名）」と、同令様式第十一号（第一面）中「

労働者派遣の役務の提供が 1年の期間制限を受けない 業務で労働者派遣されてい た労働者の数（人）	種 類		常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者				
	常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者						

「労働者の数」

労働者派遣の役務の提供が	種 類		常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者				
	常 用 雇 用 労 働 者	常 用 雇 用 労 働 者 以 外 の 労 働 者						

<p>期間の制限を受けない業務で労働者派遣されていた労働者の数（人）</p>									
<p>中高年齢者派遣の場合において労働者派遣されていた中高年齢者である派遣労働者の数及び中高年齢者である登録者の数（人）</p>	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者							
		( )							
「アホ№」									
<p>1年の期間制限を受けない業務で労働者派遣されていた労働者の数（人）</p>									
<p>中高年齢者派遣の場合において労働者派遣されていた中高年齢者である派遣労働者の数及び中高年齢者である登録者の数（人）</p>	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者							
		( )							
「アホ№」									

許可番号	
許可年月日 許可有効期間更新	年 月 日

一般労働者派遣事業許可申請書  
許可有効期間更新

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第5条第1項 第10条第2項 の規定により  
下記のとおり 許可 許可有効期間更新 を申請します。

申請者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第5号まで)のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

(ふりがな)		
1 氏名又は名称		
2 住 所		
〒 ( ) ( ) -		
3 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)		
(ふりがな) 氏 名	役 名	住 所
代 表 者		

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

一般労働者派遣事業を行う事業所に関する事項			
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
		〒( )	
		( ) -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
備考			
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
		〒( )	
		( ) -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
備考			
許可年月日	年 月 日	6 許可番号	
事業開始予定年月日	年 月 日		
その他			

様式第1号(第3面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第10条第2項」の文字を抹消すること。この場合には、5欄及び6欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第5条第1項」の文字を抹消すること。この場合には、7欄には記載しないこと。
- 4 許可の有効期間の更新を申請する場合は、3欄の記載は要しないこと。
- 5 第1面上方の申請者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 4欄には、申請者が一般労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 7 4欄の は、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、4欄の 「備考」欄に 印を記載すること。
- 8 4欄の には、派遣元責任者が派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 9 その他の欄に、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第1条の2第4項の規定により添付書類を省略する場合は、その他の欄にその旨を記載すること。
- 11 収入印紙は、申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

一般労働者派遣事業 計画書  
 特定労働者派遣事業

- 1 事業所の名称
- 2 計画対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 派遣労働者雇用等計画

派遣労働者の数(人)	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	( )
雇用保険及び社会保険の加入の状況	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	労働保険番号

4 労働者派遣計画

労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域及び労働者派遣に関する料金	対象地域		平均的な1人1日(8時間)当たりの額(円)	
海外派遣の予定の有無	有 無			
指揮命令の系統				
派遣元責任者の職務代行者の氏名		登録者関係従事者数(人)		

5 派遣労働者等教育訓練計画

(1) 教育訓練に用いる施設、設備等の概要

(2) 教育訓練に係る責任者の氏名

(3) 教育訓練計画の内容

教育訓練の種類	対象者	実施予定人員(人)	方法		実施主体			実施予定期間	派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	派遣元事業主	他の教育訓練機関への委託	その他			
			(賃金支給の状況)						有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	

6 事業所の床面積 (m<sup>2</sup>)

7 資産等の状況

区分		価 額 (円)	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負債	計		

8 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
その他の株主 ( 名 )		
合 計 ( 名 )		100

9 民営職業紹介事業との兼業の有無 有 無

10 特定労働者派遣事業 一般労働者派遣事業 の実施の有無 有 無

様式第3号(第3面)

記載要領

1 一般労働者派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

2 一般労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) 2欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

3 特定労働者派遣事業の届出をしようとする場合の記載方法

(1) 表題中「一般労働者派遣事業」の文字及び10欄の「特定労働者派遣事業」の文字を抹消すること。

(2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。

(3) 4の欄及び欄並びに7欄の記載を要しない。

4 3の欄については、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して行っており、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

5 3の「常用雇用労働者以外の労働者」欄の( )内には、登録制度を採用している場合に限り、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受けて行っており、又は行おうとする一般労働者派遣事業に係る登録者であることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。この場合において、「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を、「登録者」とは当該制度を採用している場合における当該登録されている者(雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)のことをいうものであること。

6 3の欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を で囲むこと。

7 4の欄は、該当する文字を で囲むこと。

8 4の欄には、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の位置を記載すること。

9 4の欄には、登録制度を採用している場合に限り、登録者に係る業務に従事する職員の数を記載すること。

10 5の(3)の欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に 印を記載すること。

11 5の(3)の欄は、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を年以上経験した、検定2級以上の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。

(日本工業規格A列4)

- 12 5の(3)の欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に 印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。また、参加した者に対する賃金の支給に関して、該当する文字を で囲むこと。
- 13 5の(3)の欄は、該当する欄に 印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。
- 14 7欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。
- 15 8欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い5名記載すること。
- 16 一般労働者派遣事業  
特定労働者派遣事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の一般労働者派遣事業  
特定労働者派遣事業計画書に記載すれば、他の一般労働者派遣事業  
特定労働者派遣事業計画書の7欄、8欄及び10欄の記載は要しないこと。
- 17 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

再交付書	年月日	年 月 日
------	-----	-------

許可証再交付申請書  
 一般労働者派遣事業変更届出書  
 一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者  
届出者

印

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届けます。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第5号まで)のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

1 許可番号		2 許可年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
(ふりがな)			
4 住所			
(ふりがな)			
5 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒( ) ( ) -		

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

8 変更の内容					
変更に係る事項	変更後		変更前		変更年月日
(ふりがな) 氏名又は名称					年 月 日
住 所	〒( ) ( ) -		〒( ) ( ) -		年 月 日
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)					年 月 日
役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな) 氏 名		(ふりがな) 氏 名		年 月 日
	住 所		住 所		
(ふりがな) 事業所の名称					年 月 日
事業所の所在地	〒( ) ( ) -		〒( ) ( ) -		年 月 日
派遣元責任者の氏名 及び住所	(ふりがな) 氏 名		(ふりがな) 氏 名		年 月 日
	住 所		住 所		
備考					
特定製造業務への 労働者派遣	開始年月日		年 月 日		
	終了年月日		年 月 日		
一般労働者派遣事業を行う事業所の新設					
(ふりがな) イ 事業所の名称					
ロ 事業所の所在地	〒( ) ( ) -				
八 派遣元責任者の氏名、職名及び住所					
氏 名(ふりがな)	職 名	住 所	備考		

二 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
ホ 事業開始年月日		年	月 日
へ 備考			
一般労働者派遣事業を行う事業所の廃止			
(ふりがな)		-----	
イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒( ) ( ) 年 月 日		
ハ 廃止年月日	年 月 日		
ニ 備考			
9 再交付を申請する理由			
10 労働者派遣事業の実施の状況		届出受理番号	
事業所の名称(ふりがな)	事業所の所在地	区 分	
		一般	特定
備 考			

様式第5号(第4面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の申請者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 3欄から7欄までには、8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 許可証の再交付を申請するときの記載方法
  - (1) 表題「一般労働者派遣事業変更届出書」及び「一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
  - (2) 8欄及び10欄には記載しないこと。
  - (3) 収入印紙を申請書の正本にのみはり、消印はしないこと。
- 5 一般労働者派遣事業において、8欄の 、 、 又は の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
  - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の 又は の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。
  - (2) 8欄の 又は に係る変更の届出をしようとする場合には、6、7欄には記載しないこと。
  - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
  - (4) 9欄には記載しないこと。
  - (5) 8欄の 、 又は に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
  - (6) 8欄の に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に派遣元責任者が派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
  - (7) 収入印紙をはる必要はないこと。
- 6 一般労働者派遣事業において、8欄の 、 、 又は の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
  - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「一般労働者派遣事業変更届出書」並びに第1面上方1、4及び5の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
  - (2) 8欄の 、 に係る変更の届出をしようとする場合には6、7欄には記載しないこと。
  - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
  - (4) 9欄には記載しないこと。
  - (5) 8欄の 又は の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
  - (6) 収入印紙を申請書の正本にのみはり、消印はしないこと。
- 7 一般労働者派遣事業において、8欄の の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(日本工業規格A列4)

- (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
  - (2) 8欄のニは、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄のハ「備考」欄に 印を記載すること。
  - (3) 8欄ののへについては、派遣元責任者が派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
  - (4) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
  - (5) 収入印紙をはる必要はないこと。
  - (6) 備考欄に、一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 8 一般労働者派遣事業において、8欄のの事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
- (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
  - (2) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
  - (3) 備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
  - (4) 収入印紙をはる必要はないこと。
- 9 10欄には、当該事業所の事業主が他に労働者派遣事業を行つている事業所について記載し、欄は、一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業の区分に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して労働者派遣事業を行つている事業所について該当する文字を で囲むこと。欄は、特定労働者派遣事業を行つている場合に記載すること。
- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第8条第2項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨を記載すること。
- 11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第8条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

一般労働者派遣事業  
特定労働者派遣事業 廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第 13 条 第 1 項 第 20 条

の規定により下記のとおり届けます。

1 許可番号又は届出受理番号		2 許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
3 (ふりがな)氏名又は名称			
4 (ふりがな)代表者の氏名(法人の場合)			
5 事業所の名称(ふりがな)	6 事業所の所在地		
	〒( ) ( ) -		
	〒( ) ( ) -		
	〒( ) ( ) -		
	〒( ) ( ) -		
7 廃止年月日	年 月 日		
備考			

記載要領

- 1 一般労働者派遣事業の廃止を届け出るときは、「特定労働者派遣事業」及び「第20条」の文字を抹消すること。
- 2 特定労働者派遣事業の廃止を届け出るときは、「一般労働者派遣事業」及び「第13条第1項」の文字を抹消すること。
- 3 届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 5欄及び6欄には、事業を廃止した全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。
- 5 備考欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

## 特定労働者派遣事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第16条第1項の規定により下記のとおり届けます。

届出者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第5号まで)のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

(ふりがな) 1 氏名又は名称			
2 住 所	〒( ) ( ) -		
3 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)			
氏 名(ふりがな)	役 名	住 所	
代 表 者			

4 特定労働者派遣事業を行う事業所に関する事項			
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
		〒( ) ( ) -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
		〒( ) ( ) -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
5 事業開始予定年月日		年	月 日
備考			

様式第9号(第3面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 4欄には、届出者が特定労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 4 4欄の は、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、4欄の 「備考」欄に 印を記載すること。
- 5 備考欄に、特定労働者派遣事業の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 6 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第11条第4項の規定により添付書類を省略する場合には、備考欄にその旨を記載すること。
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第11条第5項の規定により添付書類を省略する場合には、備考欄にその旨及び選任する派遣元責任者が現在派遣元責任者として選任されている事業所の名称を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

### 特定労働者派遣事業変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり届けます。
- 2 届出者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号（個人にあつては第1号から第5号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

1 届出受理番号		2 届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
(ふりがな)			
4 住 所			
(ふりがな)			
5 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒( ) ( ) -		
8 変 更 の 内 容			
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日
(ふりがな)			年 月 日
氏名又は名称			年 月 日
住 所	〒( ) ( ) -	〒( ) ( ) -	年 月 日
(ふりがな)			年 月 日
代表者の氏名 (法人の場合)			年 月 日
役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)	(ふりがな)	年 月 日
	氏 名	氏 名	
	住 所	住 所	

(ふりがな) 事業所の名称			年 月 日
事業所の所在地	〒( )	〒( )	年 月 日
	( ) -	( ) -	
派遣元責任者の氏名 及び住所	(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名	年 月 日
	住所	住所	
特定製造業務への労働者派遣	開始年月日		年 月 日
	終了年月日		年 月 日
特定労働者派遣事業を行う事業所の新設			
(ふりがな) イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒( ) ( ) -		
ハ 派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無	有		無
ホ 事業開始年月日	年 月 日		
特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止			
(ふりがな) イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒( ) ( ) -		
ハ 廃止年月日	年 月 日		
ニ 備考			

9 労働者派遣事業の実施の状況		許可番号	
事業所の名称（ふりがな）	事業所の所在地		区 分
			一般 特定
備 考			

様式第10号(第4面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
- 5 8欄の の事項又は の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の2の全文を、8欄の の氏名に係る変更の届出及び の事項に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の3の全文を抹消すること。
- 6 8欄の から までのいずれかの事項に係る変更の届出をしようとする場合には、9欄には記載しないこと。
- 7 8欄の から まで並びに 及び に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
- 8 8欄の 二は、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の 八「備考」欄に 印を記載すること。
- 9 8欄の の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 8欄の の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 11 9欄には、当該事業所の事業主が労働者派遣事業を行つている事業所について記載し、欄は、一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業の区分に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して労働者派遣事業を行つている事業所について該当する文字を で囲むこと。欄は一般労働者派遣事業を行つている場合に記載すること。
- 12 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第14条第2項又は第3項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

# 労働者派遣事業報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可番号又は届出受理番号	許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称		
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)		
(ふりがな) 事業所の名称		
事業所の所在地	〒( ) ( ) -	

## 1 派遣労働者雇用等実績

労働者の総数(人)	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外 の労働者	
	派遣労働者の数(人)	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外 の労働者	( )
6月1日現在において労働者派遣されていた労働者の数及び登録者の数(人)	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外 の労働者	
	労働者派遣の役務の提供が期間の制限を受けない業務で労働者派遣されていた労働者の数(人)	種類	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外 の労働者
6月1日現在における雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況(人)	雇用保険		健康保険	厚生年金保険
	常用雇用労働者			
	常用雇用労働者以外 の労働者			

## 2 労働者派遣等実績

労働者派遣された労働者の数(人)	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外 の労働者
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数(件)		
労働者派遣に関する料金	1日当たりの額(円)	
	種類	1日当たりの額(円)
政令で定める業務に係る労働者派遣に関する料金		

派遣期間中の派遣労働者の賃金	1日当たりの額（円）							
	政令で定める業務に係る労働者派遣に関する派遣労働者の賃金	種類	1日当たりの額（円）					
労働者派遣事業に係る売上高（円）								
海外派遣	実績の有無	有 無		海外派遣労働者数（人）				
紹介予定派遣	実績の有無		有 無					
	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）				紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数（人）			
	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）				紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数（人）			
労働者派遣契約の期間別件数（件）	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	1年以上3年未満	その他	合計	

3 派遣労働者等教育訓練実績

教育訓練の種類	対象者	実施人員 (人)	方法		実施主体			実施期間	派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	派遣元事業主	他の教育訓練機関への委託	その他			
			(賃金支給の状況)							
									有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	

様式第11号(第3面)

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 1の「派遣労働者の数」欄については、報告対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して行っている労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用した1日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 4 1の及びの「常用雇用労働者以外の労働者」欄の( )内には、登録制度を採用している場合に限り報告対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受けて行っている一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の1日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を、「登録者」とは当該制度を採用している場合における当該登録されている者(雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)のことをいうものであること。
- 5 1の欄は、報告対象期間内の6月1日現在において労働者派遣されていた労働者の実数(「常用雇用労働者以外の労働者」欄の( )内については「登録者」の1日当たりの平均数)を記載すること。
- 6 1の「種類」欄は、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号から第4号に規定する業務に該当する場合に限り、2の及びの「種類」欄は、派遣労働者が従事していた業務が同項第1号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務別に区分して記載すること。この場合において、同項第1号に該当する場合は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条中の号番号により区分し当該号番号を、同項第2号のイに該当する場合は「完了」を、同項第2号のロに該当する場合は「短」を、同項第3号に該当する場合は「育」を、同項第4号に該当する場合は「介」を記載すること。
- 7 1の欄には、報告対象期間内の6月1日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている派遣労働者の実数を記載すること。
- 8 2の欄には、報告対象期間において労働者派遣された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。
- 9 2の欄には、報告対象期間において労働者派遣の役務の提供を受けた者(企業の場合は事業所単位)の実数を記載すること。
- 10 2の欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。)当たりの額を、及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 11 2の欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。)当たりの額を、及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分して記載すること。この場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 12 2の欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を で囲むこと。また、「海外派遣労働者数」欄には、報告対象期間において海外派遣された派遣労働者の実数を記載すること。

- 13 2の欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を で囲むこと。また、「紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数」欄には、報告対象期間中に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあつた派遣労働者の人数を記載すること。「紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数」欄には、報告対象期間において労働者派遣された派遣労働者数の実数を記載すること。「紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数」欄には、報告対象期間において派遣先で雇用された派遣労働者の実数を記載すること。
- 14 2の欄の「労働者派遣契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した労働者派遣契約における労働者派遣の期間について期間別に区分した件数を記載すること。
- 15 3の欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に 印を記載すること。
- 16 3の欄は、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を 年以上経験した、 検定2級の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。
- 17 3の欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に 印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を で囲むこと。
- 18 3の欄については、該当する欄に 印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。
- 19 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

## 労働者派遣事業収支決算書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間 年 月 日から  
年 月 日まで

1 許可番号又は届出受理番号		2 許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
(ふりがな)			
4 事業所の名称			
5 事業所の所在地	〒( ) ( ) -		
6 収支の状況			
科 目	金 額 (円)	適 要	
売上高			
費用			
売上原価			
事業費			
水道光熱費			
旅費交通費			
通信費			
広告宣伝費			
修繕費			
消耗品費			
減価償却費			
福利厚生費			
給料賃金			
利子割引料			
地代家賃			
貸倒金			
租税公課			
その他			
事業所得金額			
備考			

様式第12号(裏面)

記載要領

- 1 この収支決算書は、貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合のみ提出すること。
- 2 表面上方の提出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 4 6欄には事業主が兼業している場合における労働者派遣事業以外の事業に係る収支の状況と併せて記載しても差し支えないこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

## 海外派遣届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第3項の規定により下記のとおり届けます。

1 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな)	2 許可年月日又は届出受理年月日		年 月 日	
3 氏名又は名称 (ふりがな)				
4 代表者の氏名 (法人の場合) (ふりがな)				
5 事業所の名称 (ふりがな)				
6 事業所の所在地	〒( ) ( ) -			
7 海外派遣予定者数計	人			
海外派遣の期間	派遣先事業所の名称	派遣先事業所の所在地	派遣労働者が従事する業務の内容	海外派遣予定者数
年 月 日から 年 月 日まで				人
年 月 日から 年 月 日まで				人
備考				

## 記載要領

- 届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第23条の規定により定めた事項を記載した書面の写しを添えること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。